

# ひとり親家庭への支援



## ◎ひとり親家庭支援

問 こども課 子育て支援係 ☎ 0566-71-2229

ひとり親家庭などのお母さんまたはお父さんが安心して自立した生活を送っていただくために、各種相談（離婚相談、養育費、子育て、求職、資格取得、福祉資金の貸付相談、精神的支援など）や、関連する支援制度のご案内を総合的に行っています。

## ◎児童扶養手当

問 こども課 子育て支援係 ☎ 0566-71-2229

ひとり親家庭などの生活の安定と自立を助け、こどもが健やかに育つために役立てていただくよう支給される手当です。こどもが18歳以下（18歳に達した日以後最初の3月31日まで、法令で定める障害の状態にある場合は20歳になるまで）で要件に該当する方に支給されます。事前に生活状況の確認を行い制度の説明をした後、申請手続きとなりますので、まずご相談ください。



## ◎遺児手当

問 こども課 子育て支援係 ☎ 0566-71-2229

ひとり親家庭などの生活の安定と、こどもの健やかな成長のため、手当を支給する制度です。

## ◎養育費に関する公正証書等作成促進給付金

問 こども課 子育て支援係 ☎ 0566-71-2229

ひとり親家庭などのお母さんまたはお父さんが、公正証書などによる養育費の取り決めを行う場合に、作成費用を補助する制度です。

## ◎ひとり親家庭医療費助成（母子・父子家庭医療）

問 国保年金課 医療係 ☎ 0566-71-2232

ひとり親家庭などのお母さんまたはお父さんと、そのこどもの医療費を助成します。助成を受けるには、医療機関を受診する際に、健康保険の資格を確認できるもの及び受給者証を提示してください。受給者証の発行についての詳細は、お問い合わせください。



## ◎自立支援教育訓練給付金

問 こども課 子育て支援係 ☎ 0566-71-2229

ひとり親家庭などのお母さんまたはお父さんが、安心して仕事に就いたり、働くことを目指すために、対象の教育訓練講座を受講し修了した場合、受講費用の一部が支給されます。受講開始前に、受講予定講座の指定を受ける必要があります。まずは早めにご相談ください。



## ◎高等職業訓練促進給付金

問 こども課 子育て支援係 ☎ 0566-71-2229

ひとり親家庭などのお母さんまたはお父さんが、経済的自立を目的に看護師・准看護師・保育士・作業療法士・理学療法士・歯科衛生士・社会福祉士・製菓衛生師・介護福祉士・美容師・調理師・助産師などの資格やデジタル分野などの民間資格を取得するため6か月以上養成機関で修業する場合に、対象となることがあります。所得制限などの要件があります。まずはご相談ください。



## ◎ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金

問 こども課 子育て支援係 ☎ 0566-71-2229

ひとり親家庭などのお母さんまたはお父さん及び扶養されている20歳未満の児童が、高等学校卒業程度認定試験のために講座を受講する場合に、対象講座の受講費用（受講開始時、終了時、合格時）の一部が支給されます。受講開始前に、受講予定講座の指定を受ける必要があります。まずは早めにご相談ください。

## ◎母子父子寡婦福祉資金

問 こども課 子育て支援係 ☎ 0566-71-2229

ひとり親家庭などのお母さん、お父さんまたは寡婦の方の経済面における自立と児童の福祉増進のために、必要な資金を貸し付ける制度があります。なお、申請から貸付まで3か月程かかるため、早めにご相談ください。

## ◎ひとり親家庭への家庭生活支援員の派遣

問 こども課 子育て支援係 ☎ 0566-71-2229

ひとり親家庭などまたは寡婦の方が、働くために必要な技能習得のための通学、就職活動や疾病、冠婚葬祭、出張、学校などの公的行事への参加や、生活環境の激変などにより、日常生活を営むのに支障がある場合、家庭生活支援員を派遣して家事援助などを行っています。

